

論点整理（案）

○ 本論点整理（案）は、「福祉関係国家資格にかかる指定制度等に関する論点（案）」（第1回検討会資料3）に、第1回の各構成員の皆様のご議論を反映し、事務局にて作成したものである。

（注）下線部は、本日特にご議論いただきたい部分

○ 指定制度の在り方について

（1）制度創設時の趣旨

（2）指定制度等の在り方

○ 指定制度の是非については、まず、指定制度を廃止する場合、国や独立行政法人において業務を実施することが考えられる。しかし、試験センターは約60名程度の人員で試験業務を実施しており、厳しい定員抑制の中で新たな人員を確保できるか。また、現在の試験事業費は約20億円前後で推移しているが、厳しい予算組み替えが求められている中で、新たな予算の確保が可能か。これらの問題があり、指定制度によることはやむを得ないのではないか。

○ また、プロポーザル方式など、1年又は数年で競争入札することについても考えられる。しかし、

- ① 試験業務の中には、問題作成業務が含まれており、一貫した出題方針の下で、試験問題の質を確保する必要がある。このためには、問題作成に関するノウハウを蓄積するため、ひとつの組織が継続的に問題作成に当たることが妥当であること
 - ② 試験実施に当たり、試験問題の漏洩を防止し、例年3福祉士合計約20万人の受験者に係る受験資格の審査や不正行為への対処なども含め、滞りなく実施していくためには、特定の組織が一元的に事務を行うことが適切であること
 - ③ 落札法人間におけるノウハウ等の譲渡承継が円滑に行われるか等の課題があること
- 等から、単一の法人とすることが適当ではないか。

- 1 ○ 試験センターを指定法人としていることの適否については、試験センターが指定されてから約 20 年が経過し、受験資格の審査から問題
2 作成・試験の実施等に至るまで、秘密保持、危機管理等に関する必要なノウハウが蓄積されていると考えられ、試験センターを指定法人と
3 し、引き続き、良質な試験問題の作成や安定的な事業運営の実施に万全を期していくべきではないか。
- 4
- 5 ○ ただし、試験業務・登録業務いずれも独占的な業務であり、競争環境に置かれておらず、効率的な事業運営ができないおそれも否定でき
6 ないことから、
7 ・試験センターに対しては、ホームページ等への受験者や登録者に分かりやすい案内や、手数料の算定根拠となる事業費等の情報に関す
8 る徹底した情報開示を求めるとともに、
9 ・厚生労働省は、試験センターにおける事業運営について、不断の検証を行うべきではないか。

11 ○ 指定業務の確実かつ効率的な実施について

12 (1) 指定法人の効率化

13 (法人運営全般について)

- 14 ○ 試験センターにおいては、これまで、役員数の削減（16 名(H19.4)→13 名(H23.4)）、常勤理事の非常勤化（常勤理事 2 名→1 名）、役員
15 報酬の引き下げ等の人件費の削減や、役員候補者選考にあたって、公募制を導入（平成 22 年度）等の改革を進めてきた。
16 今後とも、更なる効率的な事業運営に資するため、管理費のさらなる削減等について、継続的な検討を行っていく必要があるのではない
17 か。
18 その際、経費削減について、法人において中期計画を策定・公表し、来年度からでも着手することが望ましいのではないか。

20 (2) 指定業務の効率的な実施

- 21 ○ 試験事業の主な事業費としては、例えば、試験会場の借上経費が挙げられるが、その際、受験者数の動向等を踏まえ、試験会場の安定的
22 な確保を前提としつつ、低コストの試験会場の選定を検討するべきではないか。
- 23
- 24 ○ また、近年、受験者数の増大に伴う会場数の増加等により、試験センター職員による全面実施が困難となり、事業委託の比率が大きくな
25 っている状況にある。
26 そのため、試験センターにおいては、委託業者の選定に当たり、現行の随意契約を改め、一般競争入札総合評価落札方式を導入するとと
27 もに、試験の公正かつ適正な実施の観点から守秘義務の遵守はもとより、事業実施の事後検証を行うべきである。

- 1 ○ 登録事業の主な事業費としては、例えば、登録情報の管理にかかる電算処理費、登録申請手続きにかかる書類作成や発送経費が挙げられる
2 が、試験事業と同様、その経費は登録者の登録手数料により賄われているものであることから、経費の節減に向けた不断の取組が必要では
3 ないか。

4 (3) 手数料設定の考え方

- 5 ○ 受験手数料・登録手数料については、平成 23 年度からの 3 年間（社会福祉士受験手数料は 5 年間）、大幅に引き下げ、その後、元に戻
6 すよう引き上げることとしている。これは、試験センターの保有する災害時等の試験の円滑な運用のため、受験手数料より積み立ててき
7 た「試験事業安定積立資産」等の積立金のうち、「試験事業安定積立資産」は原則 3 年間で全額解消、また「登録事業安定積立資産」につ
8 いては、登録者の調査経費等の一定額を留保し、半減させることによるものである。

- 9 ○ この点について、手数料の引き下げを歓迎する意見がある一方で、試験にかかる積立金を、全て解消することは妥当でなく、試験直前
10 や期間中における災害や試験問題の漏洩等試験の公正が確保されないことにより再試験を実施せざるを得なくなった場合等への対応のため
11 、例えばブロック単位の試験実施費程度を目安にするなど、一定の資金を保有することは、危機管理として必要ではないか。

- 12 ○ また、余剰な積立金の取崩しに際しては、数年間に平準化して、できるだけ多くの受験者が恩恵を被れるような運用を考えるべきでは
13 ないか。

- 14 ○ これらを考慮し、積立金の縮減の方向を維持しつつ、不測の事態への対応や、公平性の向上を図るべきではないか。

15 ※ なお、介護福祉士国家試験については、新カリキュラム導入や、実務経験ルートに実務者研修が課されることに伴い、実技試験の受験対象者が平成
16 27 年度より大幅に減少することになり、これによる事業費の減少も見込まれる。

17 ○ 受験者、登録者への利便性の向上について

18 (1) 試験地の拡大

- 19 ○ 今後は、特に、受験者の多い介護福祉士国家試験（筆記試験）について、前泊受験者を減らすため、可能な限り速やかに、例えば、全都
20 道府県で受験可能とするなど、試験地を拡大すべきではないか。

1 (2) 社会福祉士及び精神保健福祉士国家試験と介護福祉士国家試験との重複受験について

- 2 ○ 現在、社会福祉士及び精神保健福祉士国家試験と介護福祉士国家試験は同一日に実施しているが、平成 27 年度より介護福祉士養成施設
3 卒業者に国家試験が課されることとなり、「社会福祉士及び介護福祉士国家試験の今後の在り方について（社会福祉士及び介護福祉士国家
4 試験の在り方に関する検討会報告書）」（平成 20 年 12 月 26 日）にて指摘しているとおり、同一年度に重複受験ができるように、実施日を
5 区分することを検討するべきではないか。
6
7 ○ その際、社会福祉士及び精神保健福祉士国家試験については、新たに試験会場の確保等により事業費の上昇が見込まれ、受験手数料が過
8 度に上昇しないように、試験事業安定積立資産の活用も考えられるのではないか。

9
10 (3) 登録者現況調査、就労状況調査等の実施

- 11 ○ なお、「登録事業安定積立資産」の一部については、元来、登録者現況調査及び就労状況調査に充てることされていたが、これらの調査
12 の実施については、福祉介護人材の動向を把握し、登録者の処遇改善へと繋がり、政策的必要性も認められることから、登録事業と明確
13 に位置付け、3年間に1度確実に実施するとともに、平成 20 年度実施の際に悉皆調査を実施したことにより多額の費用を用いたことに鑑
14 み、例えば就労状況調査をサンプル調査にすることで、傾向を掴むといった経費負担に見合う実施方法等を再考した上で、実施を検討し
15 ていくべきではないか。

16 (注) 登録者現況調査・・・登録者の登録情報（氏名、生年月日、本籍地都道府県名等）等に関する調査
17 就労状況調査・・・登録者の就労の有無、就労先、就労の意識等に関する調査

18
19 (4) 変更登録手数料、登録証再交付手数料の免除等

- 20 ○ 今般の東日本大震災により、登録証を汚損、亡失した場合における登録証の再交付について、再交付手数料を免除・返還する必要がある
21 のではないか。
22
23 ○ また、平成 23 年 6 月に成立した改正「社会福祉士及び介護福祉士法」により、介護福祉士の業務として、たんの吸引等が導入されるこ
24 ととなったが、既に介護福祉士である者については、一定の研修を受講し、指定登録機関へ登録することとしている。
25
26 ○ この登録事項の変更及び登録証の再交付については、制度改正に基づく登録変更手続きであり、登録者自身の要因によるものではないこ
27 とから、登録者に手数料負担を課さず、登録事業安定積立資産の活用を検討するべきではないか。
28
29 ○ なお、登録者の利便性として、例えば婚姻等に伴う氏名の変更登録について、登録事業安定積立資産を財源に、当面、変更登録手数料を

1 減免してはどうかという意見があった。

2

3 (5) その他

4 ○ 現行の得点开示については、希望者の申請に基づき実施しているが、試験の再受験に向けた得点开示へのニーズは高いと考えられること
5 から実施すべきではないか。

6

7 ○ また、3福祉士の資格については、申請者の就職や処遇に大きな影響を与えるものであり、その登録証についても、できるだけ早期に登
8 録申請者の手元に届けることが望ましい。したがって、試験センターにおいては、引き続き登録者の利便性に配慮し、更なる迅速化に向け
9 た取組をすすめていくべきではないか。

10